

福島県ゴルフ連盟体協部会登録規程

1. 体協部会登録会員は、ハンディキャップインデックスを取得することができる。
(JGA/USGA コースレーティングのあるコースでプレーしたスコアカードを提出する。)
2. 体協部会登録会員は、次の福島県ゴルフ連盟細則第5条2に定める「一般競技」及び東北ゴルフ連盟が指定する競技に参加することができる。
 - 1) 「一般競技」
 - ・福島県市町村対抗ゴルフ大会
 - ・福島県スポーツマスターズゴルフ大会
 - ・福島県総合スポーツ大会ゴルフ競技兼国民スポーツ大会福島県派遣選手選考会
 - ・福島県ジュニアゴルフ大会並びにジュニアゴルフスクール
 - 2) 東北ゴルフ連盟が指定する競技（各競技規定による）
 - ・東北女子アマチュアゴルフ選手権競技
 - ・東北ミッドシニア・グランドシニアゴルフ選手権競技
 - ・東北女子ミッドアマ・女子シニアゴルフ選手権競技
3. 体協部会登録会員には、登録番号を記載した会員証を交付する。
4. 会員は、次のとおり区分する。
 - 1) 成年会員 4月1日現在、満18歳以上
 - 2) 少年会員 4月1日現在、6歳以上18歳未満
5. 体協部会登録会員手続き
 - 1) 加盟クラブ所属会員
加盟クラブ所属会員は登録を要しない。
 - 2) 加盟クラブ所属会員以外
登録希望者は、所定の「登録申込書」を福島県ゴルフ連盟ホームページより取得し、必要事項を記入し、福島県ゴルフ連盟体協部会事務局に送付する（FAX 024-531-5670）
登録料については同事務局口座に同日のうちに振込むこととする（振込手数料は本人負担とする）
振込先：東邦銀行南福島支店
普通口座 No. 487189
福島県ゴルフ連盟体協部会
 - 3) 登録しようとする者は、
 - ①福島県内に現に在住する者、福島県内の勤務先に現に勤務する者

②大学生を除く学校生徒にあつては、学校教育法第1条に規定する県内の学校に現に在学する者

③大学生は、県内の高等学校及び同小・中学校を卒業した者

とし、何れか1つを選択して福島県ゴルフ連盟事務局に申し込むことができる。

7. 会員登録者が次の各項の1つに該当するときは、登録を取り消す。

1) 登録者がアマチュア資格を失ったとき。

2) 関係団体の名誉を傷つけ、又は関係ゴルフ団体の目的に違反する恐れ及び違反する行為があったとき。

3) 暴力団等反社会的勢力と認める者は登録できない。

また、暴力団等反社会勢力と関係の有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本登録を解除する。

8. 登録料は次のとおりとする。

1) 成年会員 1,000 円

2) 少年会員 500 円

(なお、登録料は年会費とし途中登録者も同額とする。)

平成 17 年 1 月 1 日 施行

以下略

2025 年 1 月 1 日 一部改訂